

承認第 5 号

専決処分の承認について（関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 6 年 5 月 8 日提出

関市長 山 下 清 司

専決第 8 号

関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日

関市長 山下 清 司

関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

関市国民健康保険税条例（昭和 33 年関市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「220,000 円」を「240,000 円」に改める。

第 9 条第 1 項中「220,000 円」を「240,000 円」に改め、同項第 2 号中「290,000 円」を「295,000 円」に改め、同項第 3 号中「535,000 円」を「545,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の関市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。